

公益社団法人福山観光コンベンション協会 MICE 誘致助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 公益社団法人福山観光コンベンション協会（以下「協会」という。）は、MICE の開催により福山市への経済波及効果をもたらす地域の活性化を図ること及び官民協働で MICE 誘致の機運を醸成することを目的に MICE 誘致に寄与した法人等に対し MICE 誘致助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) MICE とは、大会・学会・会議・スポーツ大会・展示見本市をいう。
- (2) 法人とは、法人格を有する組織をいう。
- (3) 個人事業主とは、法人を設立せずに個人で事業を営んでいるもので、税務署に開業届を提出しているものをいう。
- (4) 誘致活動とは、開催地決定前の主催者及び開催地決定の権限を持つものに対しプレゼンや提案等の働きかけを行うことにより、福山市での MICE 開催を促す活動をいう。

(対象とする MICE)

第3条 助成金の交付対象とする MICE は、助成金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）が誘致活動を行った成果として福山市での開催が決定したもののうち、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 主な会場及び宿泊地が福山市内であること
- (2) 広島県以外の広域から参加者が参集し、市内宿泊施設に宿泊する県外からの宿泊者数が延べ30人（スポーツ大会は50人）以上あること
- (3) 国又は地方公共団体の主催でないもの
- (4) 福山市から助成金等の交付を受けていないもの
- (5) 興行及び営利を目的としないもの
- (6) 政治的又は宗教的活動を主たる目的としないもの
- (7) 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがないもの
- (8) 開催地決定前に本要綱に基づく認定申請を行い、その後、開催が終了したもの

(助成対象者)

第4条 福山市内に事業所を置く法人及び個人事業主とし、当該 MICE の開催1件につき助成金交付決定の対象は1事業者のみとする。

2 コンベンション助成金交付要綱に基づく交付決定の対象となる主催者は、本助成金の対象にはならない。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、下記表に掲げる MICE 参加者の県外からの宿泊延べ人数に応じて、同表

右欄に掲げる額とする。

県外からの宿泊延べ人数	大会・学会・会議等	スポーツ大会
30 ～ 49人	1万5千円	—
50 ～ 99人	2万5千円	1万2千円
100 ～ 199人	5万円	2万5千円
200 ～ 299人	10万円	5万円
300 ～ 399人	15万円	7万5千円
400 ～ 499人	20万円	10万円
500 ～ 699人	25万円	12万5千円
700 ～ 999人	30万円	15万円
1000 ～ 1999人	35万円	17万5千円
2000人以上	40万円	20万円

(助成金の認定申請と決定)

第6条 交付申請者は、当該 MICE の開催地決定前までに MICE 誘致助成金認定申請書兼交付申請書及び通知書（様式第1号）の所定欄に記入し、指定の添付資料を添えて会長に提出するものとする。

2 会長は、助成金の認定の申請があったときは、その内容を審査し認定すべきと認めたときは、速やかに認定の決定を行い、MICE 誘致助成金認定申請書兼交付申請書及び通知書（様式第1号）により交付申請者に通知するものとする。

3 会長は、前項の認定の決定については、各年度の予算内において決定するものとする。

(開催地決定後の報告)

第7条 交付申請者は、誘致活動の実施により、福山市での当該 MICE の開催が決定したときは、MICE 誘致助成金認定申請書兼交付申請書及び通知書（様式第1号）の所定欄に記入し会長に提出するものとする。

(助成金の申請と交付決定)

第8条 交付申請者は MICE 開催の1カ月前までに MICE 誘致助成金認定申請書兼交付申請書及び通知書（様式第1号）の所定欄に記入し、指定の添付資料を添えて会長に提出するものとする。

2 会長は助成金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに助成金の交付決定を行い、MICE 誘致助成金認定申請書兼交付申請書及び通知書（様式第1号）により交付申請者に通知するものとする

(変更等の申請)

第9条 交付申請者は、助成金交付の決定を受けた MICE の内容その他申請に係る事項の変更をしようとするとき、当該 MICE が中止となるととき、及び助成金交付の申請を取下げしようとする

るときは、MICE 誘致助成金変更承認申請書（様式第 2 号）を会長に提出するものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

（実績報告及び請求）

第 10 条 交付申請者は、MICE 終了後 1 カ月以内に、MICE 誘致助成金交付実績報告書兼請求書（様式第 3 号）及び参加者宿泊確認書（様式第 4 号）に指定の添付書類を添えて速やかに会長に提出しなければならない。

2 ただし、当該 MICE の主催者がコンベンション開催助成金要綱に基づき、助成金の交付申請及び実績報告を行う場合は、参加者宿泊確認書（様式第 4 号）の提出は省略することができる。

（助成金額の確定及び交付）

第 11 条 会長は、前条の MICE 誘致助成金交付実績報告書兼請求書を受理したときは、当該報告書を調査し、報告に関わる成果が助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付する助成金の額を確定し、MICE 誘致助成金交付金通知書（様式第 5 号）により交付申請者に通知し、助成金を交付するものとする

（助成金交付の取消し及び返還請求）

第 12 条 会長は、交付申請者の提出書類に誤り又は偽りがあると認めたときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

2 会長は、助成金を交付した後に前項の書類に誤り又は偽りがあると認めたときは、交付した助成金の全部又は一部の返還を請求することができるものとする。

（補足）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に協会が定める。

附 則

この要綱は、2022 年（令和 4 年）4 月 1 日から施行する。